

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	土地及び建物の賃貸借（東部建設監督官詰所）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 森山 崇 高知県高知市江陽町2-2
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	中芸地区商工会 高知県安芸郡田野町1767-12
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥1,800,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥1,800,000-
随意契約によることとした理由	本件は、土佐国道事務所が今後予定している阿南安芸自動車道の本格的な工事着手に備え、当事務所から遠方となる現地の業務拠点として、土地及び建物を借受けるための賃貸借である。 本詰所については、迅速な現場の把握、立会、確認、地元対応及び関係機関等との調整等を円滑に実施するために、監督現場の近隣に位置すること、幹線道路に容易にアクセスが可能なことが必要不可欠である。 今回賃貸借する土地及び建物は、事業の円滑な実施に加え、職員の移動時間による時間ロスによる監督効率、またそれに伴う業務量の負担を軽減することができるとし、当事務所と事業箇所の間地域に設置するものであるが、同地域において、監督官詰所として必要な面積を確保できる物件は、他に見あたらない状況である。 以上の理由から、会計法第29条の3第4項、及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を行うものである。
備 考	